

入間市スポーツ振興まちづくり条例

スポーツは、良好な心身を形成し、健康と長寿の礎であり、人々に感動を与えるだけではなく、地域の活性化やスポーツ環境の充実による産業の広がりから社会的効果や経済的効果をもたらすなど、活気あふれるまちを形成するうえで欠かすことのできないものです。

これまで、スポーツといえば、野球やサッカーなどのメジャーな種目が注目され、広く親しまれてきました。これからは従来のスポーツに加え、若い世代で広がりつつあるアーバン（都市型）スポーツや、幅広い年齢層が楽しみ親しめる可能性を持つeスポーツなど新たなスポーツ種目やスポーツ文化を含む、あらゆるスポーツを応援・支援することにより、活気あふれるまちづくりに取り組むことが重要です。

入間市では、スポーツ協会をはじめとするスポーツ関連団体等の絶え間ない活動により、幼少期から継続して取り組めるスポーツ環境が育まれ、さまざまなスポーツで活躍する数多くの選手が育ち、市民に夢や希望を与えてくれています。近年では、従来のスポーツに加えて、新しいスポーツにおいても活躍する選手が入間で育ち、環境が発展しています。そのような選手や環境をみんなで応援・支援することにより、新たな選手が育成され、スポーツ関連活動が広がり、スポーツを介した産業の発展とまちの特色化や魅力化が図られ、市民がスポーツに親しみ、実践し、健康になることで、活気あふれるまちが形成されます。

入間市に関わるスポーツ関連活動を通じて、全ての市民が健康で活気あふれるまちの実現を目指し、この条例を制定します。

（目的）

第1条 この条例は、スポーツ振興まちづくりの基本理念を定め、市の責務並びに市民、スポーツ関連団体及び事業者の役割を明らかにし、スポーツ種目やスポーツ文化を応援・支援することで、スポーツを介した産業の発展を通じて持続可能なスポーツ環境を構築することにより、全ての市民の健康を実現し、活気あふれるまちの形成に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) スポーツ 運動競技その他の身体活動等で、健康の増進に寄与するものをいう。

- (2) スポーツ振興まちづくり 市民、スポーツ関連団体、事業者及び市が連携することにより、スポーツを振興し、スポーツを介した産業の発展に取り組み、活気あふれるまちを形成することをいう。
- (3) スポーツ関連活動 スポーツをすること、観ること、応援すること又は支えることをいう。
- (4) 市民 市内に居住、通勤又は通学をする者をいう。
- (5) スポーツ関連団体 市内においてスポーツ関連活動を行う全ての団体をいう。
- (6) 事業者 市内で事業活動を行う法人及び個人をいう。

(基本理念)

第3条 スポーツ振興まちづくりに関する施策は、次に掲げる事項を基本として行われなければならない。

- (1) スポーツ関連活動を応援・支援することで、健康の保持増進、地域の連帯感の醸成等により全ての市民の健康及び福祉の増進に努める。
- (2) これまで広く取り組まれてきたスポーツに加え、新たなスポーツ種目やスポーツ文化を応援・支援することで、スポーツ関連活動を取り巻く環境の向上を図る。
- (3) 市の特色及び魅力となるスポーツを応援・支援することで、スポーツを介した産業の発展を図る。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念にのっとり、スポーツ振興まちづくりを、総合的かつ計画的に推進しなければならない。

(市民の役割)

第5条 市民は、スポーツ関連活動を通じて、自らの健康の保持及び増進に努めるとともに、スポーツ振興まちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(スポーツ関連団体の役割)

第6条 スポーツ関連団体は、自主的なスポーツ関連活動を通じて、スポーツ振興まちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第7条 事業者は、スポーツ関連活動を行いやすい職場環境の整備に努めるとともに、スポーツ振興まちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(活気あふれるまちの実現)

第8条 市は、スポーツの振興による活気あふれるまちの実現に向け、次に掲げる事項に取り組むものとする。

- (1) 市民、スポーツ関連団体及び事業者と協力し、スポーツイベントの開催等に取り組むとともにスポーツ大会の誘致を図ること。
- (2) 新たなスポーツ種目やスポーツ文化を応援・支援し、市の特色化や魅力化を図ること。
- (3) スポーツを介した産業の発展及びまちの活性化を図るため、スポーツ関連団体及びスポーツ関連活動に対して必要な措置を講じること。

(スポーツ環境の整備)

第9条 市は、市民の良好なスポーツ関連活動のため、必要な措置を講じるものとする。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和5年10月1日から施行する。